



国民健康保険



後期高齢者

8月から被保険者証が新しくなります！

「国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」の被保険者証（以下保険証）の有効期限は、7月31日(水)までです。**新しい保険証を7月末までに簡易書留で郵送します。**

保険証を受け取られたら、国保の人は**加入者全員分の保険証がそろっているか**、後期の方は、**自分の保険証が入っているか**を確認してください。また、**記載事項に誤りがないか**、必ず確認してください。



有効期限を過ぎた保険証は、市民課へ返却するか、裁断するなどして適切に処分してください。

脱退の手続きはお済みですか？

職場の保険に加入したり、他の市町村へ転出したりする場合は、市民課への届け出が必要です。届け出がない場合、国民健康保険税が課税されたままになります。

■国民健康保険(藤色)

有効期限 令和7年7月31日(木)まで

それ以前に誕生日を迎える人の有効期限は次のとおりです。

【70歳になる人】誕生月末日まで

【75歳になる人】誕生日前日まで

■後期高齢者医療制度(桃色)

有効期限 令和7年7月31日(木)まで

令和6年12月より

マイナ保険証へと一体化されます

今回の保険証は有効期限までは使用できます。マイナンバーカードと保険証の連携がお済みでない人は、お早めに連携の手続きをお願いします。

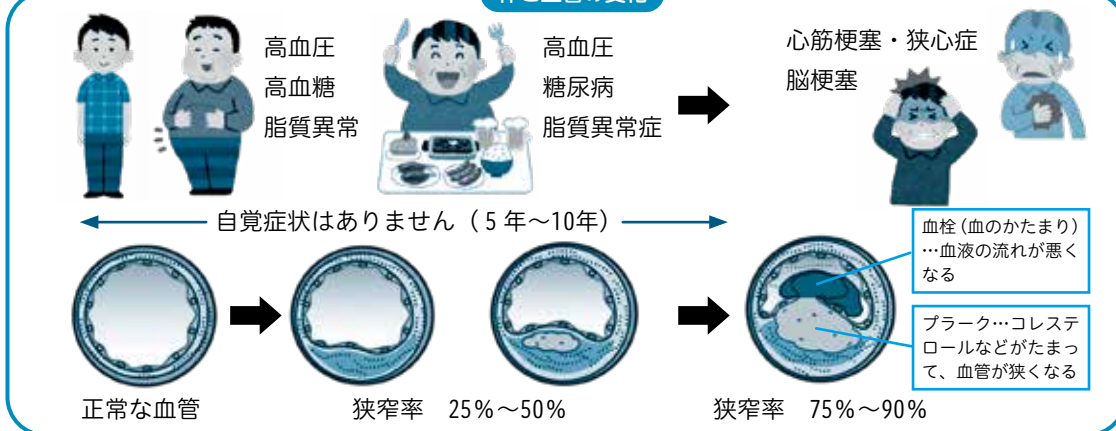
問い合わせ 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

特定健診は、毎年受けることが大切です

健診の目的は、動脈硬化の進行を食い止め、生活習慣病の発症・重症化を予防することにあります。

健診結果に異常があっても、自覚症状としては現れにくく、例えば動脈硬化は静かに進行します。血液検査の結果は、一人一人の年齢や体質、生活習慣によって異なりますので、1年に1回は血液の状態に変化がないかを確認、生活習慣の見直しを図っていくことが大切です。

体と血管の変化



⇒【生活習慣を改善すれば、症状悪化の進行を食い止めることができます】

問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎0952-75-3355